



NPO 法人

あらゆる暴力に苦しんでいる女性と子どもたちを支援します

2022年8月発行Vol.23

法人登記2008年12月4日

新居浜ほっとねっと通信

ほっとねっとHP niihama-hotnet.com

みなさまへ

お元気でいらっしゃいますか。

日頃は、新居浜ほっとねっとへのご理解とご支援をいただきまして、ありがとうございます。
2021年度の活動報告と2022年度の活動計画をお知らせいたします。

2022年5月21日に特定非営利活動法人新居浜ほっとねっと2022年度通常総会を実施いたしました。正会員のみなさまには書面議決をお願いし、第1号議案から第5号議案まですべて承認されました。ご協力ありがとうございました。

今年度も引き続きよろしく願いいたします。

今、こころのケア
を必要としている
あなたへ

2022 今年も実施しています
こころのケア講座 予定表
全て土曜日
13:30~16:30
新居浜市総合福祉センター

NPO法人レジリエンスのオリジナルテキストを使用

- 8月13日 テーマ①DV/トラウマを理解する
テーマ②「世間の枠」と私らしさ
- 8月27日 テーマ③身体的暴力・性暴力
テーマ④精神的暴力・モラルハラスメント
- 9月17日 テーマ⑤トラウマに対応するツール
テーマ⑥喪失とグリーフ(深い悲しみ)
- 9月24日 テーマ⑦境界線
テーマ⑧コミュニケーション
- 10月22日 テーマ⑨パートナーシップ
テーマ⑩Bさん(加害者)とは
- 10月29日 テーマ⑪育った環境・子どもへの暴力の影響
テーマ⑫自尊心



メンバーの村上さんがお家で育てた
いろいろな花をかざってくれます。

色鉛筆やクレパスで
ぬり絵をしたり、ち
いさなビーズアクセ
サリーをつくったり、
野の花をいけたり、
時には、新聞紙をび
りびりにしたりの
アートの時間です。



こころのケア講座でのアートの時間は、手作
業を通じて短時間でも集中して楽しめます。

心の傷を自覚
するひと
ご家族、支援者の
みなさまへ

毎回アートの時間があります。





●プロフィール

愛媛県出身。愛媛大学教育学部卒業後、社会人経験を経て43歳で法科大学院入学、47歳で司法試験合格、弁護士となる。

性暴力、DV、虐待などの相談にも多く関わる。愛媛弁護士会「すべての性の平等に関する委員会」委員長、人権擁護委員他。

「どうしたらいい？相談できないDV・・・ あなたやあなたの大切な人のために」

ひめはな法律事務所 弁護士 射場 和子

「女性に対する暴力の現状と課題」

〈配偶者からの暴力（DV、性犯罪・性暴力等）〉

2021年10月20日 内閣府男女共同参画局によると、

①DV相談件数の推移

2020年度の相談件数は19万30件、2019年度の約1.6倍。

2021年8月の1月間の相談件数は1万5172件→1日約506件

②相談者の年齢

40代が最も多く、30～50代が75%を占める。

③相談内容（複数回答） 精神的DVが最も多い。

身体的DV30.2%、精神的DV57.7%、性的DV6.4%

経済的DV19.4%、社会的DV6.5%、デートDV6.3%

※約4人に1人は、配偶者から暴力を受けたことがある

④男女別では

男性の被害増加。女性の約4人に1人は被害経験あり、約10人に1人は何度も受けている。

→女性（婚姻経験者）の約21に1人が命の危険を感じたことがある。

→子どものいる被害女性の約3割が、子どもへの被害経験も認識している。

⑤相談の有無・相談先

女性の約4割、男性の約6割は、どこ（誰）にも相談していない。

相談先の大多数は、家族・親戚、友人・知人

⑥相談しなかった理由

男女とも「相談するほどではないと思ったから」が最多

※命の危険を感じたことがあるにも関わらず・・・

⑦相手と別れたか

被害を受けた人（男女計）のうち、相手と別れた人は約2割

→別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった（36.4%）

⑧相手と別れなかった理由

→最も多いのは「子どものこと」（71.3%）

その最大の理由は「子どもをひとり親にしたくなかった」（57.9%）

特に女性は、「経済的不安」（52.5%）や「養育しながら生活していく自信がなかった」（48.2%）

皆さんの感想

- DV被害は千差万別で当事者の生育環境や考え方等、背景も十分ふまえて支援していかなければならないと思いました。射場先生の講演は、わかりやすく勉強になりました。
- 私は、父とその母親（祖母）がすごく仲がわるく暴言暴力をふるっている環境で育ちました。私の母はよくしてくれる人でしたが私をおさえつける人でした。「おばあちゃんに、こんなことを言うな」等。そして私が9才くらいの子どもの頃、父が激高して私を死ぬほど殴りつけるという事がありました。命の危険を感じました。また父から祖母への暴力は長年にわたり続いていました。そのような過酷な家庭でしたが、実は大人に成っていくにつれ家族のことが分かってきました。私の母親の両親は若い頃に離婚していました（昭和30年代の頃です）。そして私の父親の兄弟4名いますが全員“アルコール依存症”でした。なので、それぞれの1代前2代前にさかのぼって考える必要があると思います。暴力をふるう人・どなる人はお母さんの欠乏感が大きい人だと考えられます。
- 基本的な事柄を具体例を挙げながらご説明いただき、とてもよかったですと思います。自分の中の「業」を考えました。相談を受ける時、相手を見ると同時に常に自分を見つめ、過去と将来を見ていると思いました。



- DVの現状や課題を分かりやすく講演していただき、とても勉強になりました（スティーカーとの違いも）。憲法に定められている基本的人権は侵すことのできない永久の権利。周りに苦しんでいる人がいたら法律相談等、支援の方法が、場所があることを伝えられればと思いました。DVの支援は被害者はもちろん加害者にも必要だということを忘れてはいけなと思いました。弁護士さんが少し身近に感じました。ありがとうございました。
- 別れることへの不安、誰にもあることだと思う。どの選択をしても後悔をしてしまうのかと思います。支援をする者として唯、話を聴くことだと思います。相談者の考えを否定しない。私も自分のために相談者の前に座っております。
- DVにおける「円満調停」という言葉を知りました。民生委員をしています難しい問題なので、市の包括支援の方をお願いしています。
- 被害者が逃げ、家や仕事を変える等周縁的に受ける被害が大きすぎるように思う。講座でもあったように、加害者プログラム（加害者のためではなく被害者のための）が必要なのだと思う。
- 新居浜ほっとねっとの活動が継続して実施されている事に感心した。講演の中身が良かった（具体的だったので全部理解した）。参加させて頂いた理由：DVとか虐待とかが無くなるようにしたい。よりよい社会を作りたいと思うから。

令和3年度の事業報告書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	参加人数
相談を受け自立に向けてサポートする事業	被害者からの電話相談及び面接相談 場所：ふれあいプラザ（新居浜市総合福祉センター）1階相談室 毎週火曜日 13：00～17：00 相談員 4名 電話相談：毎日 随時、同行・訪問・他	相談件数 353件 同行支援サポート 31件
行政や関係機関と対等な協力関係を図る事業	随時、市、警察、関係団体と連携して事業を行ってきた。 9月21日 Hello!NEW新居浜FM78.0 協働オフィス情報ステーション 録音（あかがねミュージアム内スタジオに於） 12月 県民環境部男女参画・県民協働課「寄付月間及びあったか愛媛 NPO応援基金」パネル展参加	
学習会や研修会に取り組む事業	[講演会・研修会の開催及び参加] <u>講演会開催</u> 2021秋の講演会 「どうしたらいい？相談できないDV… あなたやあなたの大切な人のために」 講師：ひめはな法律事務所 弁護士 射場和子 11月21日（日） 新居浜市総合福祉センター2階第1研修室 <u>研修会開催</u> こころのケア講座（12講座6回シリーズ） 10月30日、11月6日・13日・27日、1月8日・22日 <u>勉強会参加</u> 10月28日「東予地区人権・同和教育研究協議会」 （於：今治地域地場産業振興センター） 6月16日～7月14日「女性関連施設相談員研修」独立行政法人 国立女性教育会館事業部主催 オンラインで学習	27名 トータル 52名 1名 2名
広報活動事業	ホームページを使った広報、啓発 8月「新居浜ほっとねっと通信」22号発行、配布	
理事会等	4月13日 理事会 4月24日 監査 5月22日 通常総会（書面議決） 定例会 6月8日・7月13日・8月10日・11月9日・12月14日・1月11日 （於：新居浜市総合福祉センター）	

令和3年度 東予地区人権・同和教育研究協議会に参加して

2021年10月28日(木) 今治地域地場産業振興センターに於いて

社会教育部会(B分散会)に発表者として特定非営利活動法人「新居浜ほっとねっと」より、代表理事 高橋雅子が出席しました。表題は『生い立ちから生じる生きづらさを理解する』

〈協議テーマ〉 意識変革につながる人権・同和教育にするためにどのように取り組み、発信していくか。

〈研究主題〉 全ての住民が、地域に存在する同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指して、地域ぐるみの人権・同和教育を推進していくにはどのようにしていけば良いか。

〈感想〉 コミュニティカフェを月に1回開催している方の話は印象的でした。私たち「新居浜ほっとねっと」も以前カフェの運営に携わっていました。孤立してしまった人、家庭や職場で苦しんでいる人たちに一時でも「ほっと」できる場所を作りたかったからです。色々な事情を誰かに話をするには、その場所の雰囲気大切です。『また私たちが再度挑戦したいな』と思いました。

担当して下さった各市町村の職員の皆様にも感動しました。「今日は自分の意見を素直に言えました」と話してくれた方。「心が動く」とは、どの人たちとどんな時にどこで起こるかわかりませんが、確かに「この日」、発表する人も聴く人も、その感想を伝える人もこころが動き、何か光るものを発見できていたらいいなと思っています。

例年「秋の講演会」を11月に実施しています

今年は「秋の勉強会」として、各関係機関のみなさまと顔を合わせて、ケースに基づく問題点を話し合いたいと思っています。

日程は未定ですが、決まりましたらお知らせいたします。案内状が届きましたら、ぜひご参加下さい。

※毎年11月25日は女性に対する暴力撤廃国際デーであり、11月12日～25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の2週間 主唱：内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

正会員・賛助会員にご加入のお願い

当法人の活動はみなさまの会費によって支えられております。

入会された会員のみなさまには、通信をお届けし、また当法人主催の講座などのお知らせをいたします。ぜひ会員となって活動を支えてくださいますようお願いいたします。

〔年会費〕 個人正会員 3,000円 個人賛助会員 1口 1,000円 団体賛助会員 1口 5,000円

郵便振替口座 口座番号01640-8-139986

加入者名NPO法人新居浜ほっとねっと

愛媛銀行 新居浜支店 普通預金 口座番号 5418933

伊予銀行 登道支店 普通預金 口座番号 1691474

口座名義はいずれも「NPO法人新居浜ほっとねっと」



ほっとねっとの
相談電話番号

080-1996-3609

AM8:00~PM20:00

ほっとねっとの相談室

■毎週火曜日/13:00~17:00

ふれあいプラザ・相談室(新居浜市総合福祉センター1階)

〒792-0031 新居浜市高木町2-60



お願い 虐待かな?と思ったら

赤ちゃんやちいさい子は自分で電話をかけられないよ。

いちはやく

189

に電話してください。